

「リニアサミット in こうふ500」企画運営・テレビ番組制作放映業務 仕様書

1 業務の名称

「リニアサミット in こうふ500」企画運営・テレビ番組制作放映業務

2 本業務の目的

リニア中央新幹線中間駅設置自治体である5市（相模原市、甲府市、飯田市、中津川市、名古屋市）の首長が一堂に会し、リニア時代を見据えた都市の創成に資する、各地域の特性を活かした新たなまちづくりについて意見交換を行うことで、スーパー・メガリージョンの形成を契機とした移住・定住の促進及び交流振興の拡大につなげるとともに、その様子をテレビや本市ホームページ上で広く情報発信することで、リニア事業に対する市民の気運を醸成させることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

4 業務の概要

- (1) 事業名 リニアサミット in こうふ500
- (2) 日 程 収録：令和3年10月19日（火）
 - ・収録時間 13時～15時30分（予定）
 - テレビ放映：令和4年2月まで
- (3) 場 所 山梨県立リニア見学センター 他
 - ・会場使用可能時間 12時～16時（予定）
- (4) 参加者 リニア中央新幹線中間駅設置自治体の5市長（予定）
- (5) 内 容 ・パネルディスカッションの企画運営
・テレビ番組制作放映
- (6) 主 催 甲府市

5 業務の内容

(1) パネルディスカッションの企画運営

(ア) イベントの企画・構成・台本作成・当日の進行

テレビ番組として成立するように、委託者と綿密な協議や各市との連絡・調整を

行った上で、イベントの企画・構成や進行台本の作成、当日の会場設営やディレクションを行うこと。パネルディスカッションは1時間程度を想定し、進行台本の内容は、事前に委託者に了承を得ること。また、司会者（1名）を受託者が手配し、イベント時の円滑な進行が行われるよう、事前に委託者・受託者双方と密な打合せを行うこと。

なお、ディスカッション会場は、リニア見学センターの「わくわくやまなし館3F展望室」を予定しており、各会場の借用については、委託者において手配済みであるため、その使用に伴う経費は不要とする。

また、新型コロナウイルス感染拡大状況により、委託者と協議の上、一部オンラインによる対応など、仕様の変更を行うことができるものとする。

(イ) 備品、昼食等の手配

イベントの企画構成や進行上に必要な備品・装飾物等や、新型コロナウイルス感染対策のための必要備品を手配すること。特にディスカッション撮影時に使用する次の備品を手配すること。

- ・ハイチェア、ハイテーブル（出演者・司会者用）
- ・出演者ネームプレート
- ・出演者間に設置する飛沫防止パネル（5枚）

※本市や会場所の備品利用については、委託者と協議すること。

4市への記念品及び参加者の昼食・飲料を用意すること（参加者総数は30名程度の予定）。なお、昼食会場は「道の駅つる レストランお勝手場（やまなしグリーン・ゾーン認証店）」を予定している（委託者により予約済）。

(2) テレビ番組制作及び放映

(ア) パネルディスカッションの収録

番組制作のため、パネルディスカッションの様子を撮影すること。映像は番組だけでなく、イベントの記録用としても利用することに留意すること。

(イ) インサート映像等の撮影

パネルディスカッションの発言内容に応じて各市へ取材等を行い、発言内容などを分かりやすくするインサート用の映像や、番組構成上必要に応じて、関係者へのインタビュー等を撮影すること。また、収録当日に予定されているリニア見学センターの施設見学の様子も撮影し、番組に活用すること。なお、リニア見学センターでの撮影は、一般客も立ち入りが予定されることから、肖像権に配慮した対応を行

うこと。

(ウ) 編集

「(ア) (イ) 撮影」の映像を以下の項目に留意の上、30分枠番組として編集すること。編集については委託者の了承を得ることとし、修正の要望について柔軟に対応するものとする。なお、編集にあたっては聴覚障がい者の方々に配慮し、発言の要点をテロップ等で表現するとともに、出演者の発言数に大きな偏りが出ないような編集を行うこと。

(エ) 番組放映

山梨県内全域で視聴可能な民間放送局を用いて、テレビ放映を行うこと。放映時間帯は土日祝日の12時～18時で、30分枠とする。

(オ) インターネット公開用動画の作成

「(エ) 番組放映」後、番組をインターネットで公開するために、インターネット公開用の動画形式に書き出し、本市に提出すること。公開先はYoutubeとし、そのフォーマットは「MPEG4 (H.264) 拡張子:MP4」またはそれと同等以上の水準とすること。

6 委託者スタッフの役割

受託業務のうち軽微な業務については委託者と協議の上、委託者のスタッフの動員も可能なものとする。(委託者で協力できる人員は2名程度であり、協力内容は、当日の参加者誘導などに関わる業務を想定)

7 成果物の提出

業務完了後、「5 業務の内容」に関する資料、映像、報告書等を紙媒体(1部)で一式提出するとともに、電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存)を2部提出すること。

なお、提出映像や資料については後日、インターネットで公開する予定であることから、提出された成果物の著作権は甲府市に帰属するものとし、委託者が自由に編集・使用できるようにすること。

8 留意事項

- (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 担当者と十分な連携を図りながら業務を実施すること。

- (3) 天災、疫病その他の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、委託者・受託者の責任に抛らない天災、疫病その他不可抗力により事業が中止となった場合の費用負担については、双方で協議を行う。
- (4) 委託者と受託者は、本業務を実施するにあたり、綿密な協議を行い、受託者は、委託者の承認を受けてから作業を進めるものとする。また、本仕様書の内容について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (5) 本業務において受託者が取り扱う個人情報については、委託者の保有する個人情報として甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月条例第 42 号）の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、本委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 本業務において受託者が作成したコンテンツの著作権、所有権、利用権は委託者に帰属するものとする。なお、受託者は、委託者の承認を得た上で、本業務において作成したコンテンツを編集することができるものとする。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請として山梨県が公表している「イベント等の開催時における留意事項」について、換気や消毒用アルコールの設置など、十分に対策を行うこと。
- (10) その他、仕様書に定めのない事項については、事前に委託者と協議の上、決定すること。